

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
8	国民健康保険に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

新宮市は、国民健康保険に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

和歌山県新宮市長

公表日

平成29年7月31日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民健康保険に関する事務
②事務の概要	<p>地方税法、国民健康保険法等の規定に則り、資格の管理・保険証等の発行、所得資産の管理・保険税の賦課決定及び軽減申請書の発行・通知書の出力、レセプトのチェック・管理、申請書の受理、高額療養費や療養費等の給付等を行う。</p> <p>特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。</p> <p>①申請書や届出書に関する確認 ②所得・資産の申告書に関する確認 ③被保険者の資格管理や給付等に係る所得区分の判定の確認 ④賦課額算定における特別徴収対象者の確認</p>
③システムの名称	1. 国民健康保険(資格)システム 2. 被保険者マスタ作成システム 3. 国民健康保険(賦課)システム 4. 特別徴収管理システム 5. 高額療養費システム 6. 統合宛名システム 7. 中間サーバー・ソフトウェア 8. 国保情報集約システム 9. 次期国保総合システム
2. 特定個人情報ファイル名	
(1)国保資格ファイル (2)国保負担区分ファイル (3)所得・資産情報ファイル (4)減免・軽減申請情報ファイル (5)国保特別徴収対象者情報ファイル (6)高額療養ファイル (7)宛名情報ファイル (8)資格情報(個人)ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表第一の16、30の項並びに内閣府・総務省令第16条、第24条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <p style="text-align: right;"> <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 </p>
②法令上の根拠	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 別表第二の1、2、3、4、5、27、42、46、80、93の項 並びに内閣府・総務省令第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第20条、第25条、第43条、第46条 (別表第二における情報照会の根拠) 別表第二の27、42、43、44、45の項 並びに内閣府・総務省令第20条、第25条、第25条の2、第26条

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	市民生活部 市民窓口課 総務部 税務課
②所属長	市民窓口課長 赤坂 幸作 税務課長 赤松 勇人
6. 他の評価実施機関	
—	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	新宮市役所 総務部 総務課 〒647-8555 和歌山県新宮市春日1番1号 TEL 0735-23-3336
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	新宮市役所 市民生活部 市民窓口課 ・ 総務部 税務課 〒647-8555 和歌山県新宮市春日1番1号 TEL 0735-23-3333 (市民窓口課・内線1504) 0735-23-3343 (税務課)

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成29年6月28日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成29年6月28日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価の実施が義務付けられる	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成27年5月21日	評価実施機関における担当部署①部署	市民福祉部 市民窓口課 総務部 税務課	市民生活部 市民窓口課 総務部 税務課	事後	
平成27年5月21日	評価実施機関における担当部署②所属長	市民窓口課長 小西 儉弥 税務課長 平見 仁郎	市民窓口課長 赤坂 幸作 税務課長 平見 仁郎	事後	
平成29年5月31日	特定個人情報ファイルを取り扱う事務③システム名称		8. 国保情報集約システム、9. 次期国保総合システムを追記	事前	
平成29年5月31日	特定個人情報ファイル名		(8)資格情報(個人)ファイルを追記	事前	
平成29年5月31日	評価実施機関における担当部署②所属長	市民窓口課長 赤坂 幸作 税務課長 平見 仁郎	市民窓口課長 赤坂 幸作 税務課長 赤松 勇人	事後	
平成29年7月31日	I. 4. ②法令上の根拠	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 別表第二の1、2、27、42、43、46の項 並びに内閣府・総務省令第1条、第25条 ※別表第二の43、46項に係る主務省令は未公布 (別表第二における情報照会の根拠) 別表第二の27、42、44、45の項 並びに内閣府・総務省令第2条、第20条、第25条、第26条 ※別表第二の45項に係る主務省令は未公布	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 別表第二の1、2、3、4、5、27、42、46、80、93の項 並びに内閣府・総務省令第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第20条、第25条、第43条、第46条 (別表第二における情報照会の根拠) 別表第二の27、42、43、44、45の項 並びに内閣府・総務省令第20条、第25条、第25条の2、第26条	事後	
平成29年7月31日	I. 8. 連絡先	新宮市役所 市民生活部 市民窓口課 ・ 総務部 税務課 〒647-8555 和歌山県新宮市春日1番1号 TEL 0735-23-3333 (市民窓口課・内線228) (税務課・内線385)	新宮市役所 市民生活部 市民窓口課 ・ 総務部 税務課 〒647-8555 和歌山県新宮市春日1番1号 TEL 0735-23-3333 (市民窓口課・内線1504) 0735-23-3343 (税務課)	事後	
平成29年7月31日	II. 1 いつ時点の計数か	平成27年3月1日 時点	平成29年6月28日 時点	事後	時点修正
平成29年7月31日	II. 2 いつ時点の計数か	平成27年3月1日 時点	平成29年6月28日 時点	事後	時点修正